

令和5年 第15回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川西市教育委員会

○ 会議日程・付議事件	-----	1
○ 出席者	-----	2
○ 説明のため出席を求めた者	-----	3
○ 議事録作成者	-----	3
○ 審議結果	-----	4
○ 会議の顛末（速記録）	-----	5 ~ 10

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和5年8月16日(水) 午後2時00分

場 所 川西市役所 7階 大会議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	議案第26号	川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について	
5	議案第27号	川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について	
6	議案第28号	令和5年度一般会計補正予算について	
7		諸報告	

○ 出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 坂 本 かおり
(教育長職務代理者)

委 員 治 部 陽 介

委 員 佐々木 歌 織

○ 説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中西 哲
教育推進部理事（教育保育推進担当）	福本 靖
こ ども 未 来 部 長	山元 昇
教 育 推 進 部 副 部 長	岩脇 茂樹
教 育 推 進 部 副 部 長 （教育保育職員・入園所相談担当）	上西 浩之
こ ども 未 来 部 副 部 長	岡本 敬子
教 育 総 務 課 長	樋口 大造
教 育 政 策 課 長	的場 秀樹
入 園 所 相 談 課 長	橋川 貴夫
入 園 所 相 談 課 長 （留守家庭児童育成クラブ担当）	川本 圭亮
こ ども 政 策 課	柳本 一志
施 設 マ ネ ジ メ ン ト 課 長	林 正紀
施設マネジメント課長（設備担当）	中野 貴治

○ 議事録作成者

教 育 総 務 課 主 査	金森 隆介
---------------	-------

○ 議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 26	川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について	5.8.16	5.8.16	可 決
議案 27	川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について	5.8.16	5.8.16	可 決
議案 28	令和5年度一般会計補正予算について	5.8.16	5.8.16	可 決

[開会 午後2時00分]

石田教育長 それでは、ただ今より、令和5年第15回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

「本日の出席者」をご報告いたします。本日は倉見委員が欠席でございます。

なお、事務局職員の出欠につきましては、事務局から報告をお願いします。

教育総務課長（樋口） 本日の事務局職員の出欠についてご報告申し上げます。本日は、議題に関する職員は全員出席でございます。よろしくお願いいたします。

石田教育長 はい。次に、本日の「議事日程」につきましては、配布しております議事日程表のとおりであります。

日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、坂本委員、治部委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

では、次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調整し、第14回定例会の議事録の写しをお手元に配布しております。

事務局から説明をお願いします。

教育総務課長（樋口） それでは、第14回定例会につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第14回定例会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案と審議結果を、議事録につきましては5ページからでございます。会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして、調整させていただいております。

最後に、署名委員の署名ということで、第14回定例会を坂本委員、治部委員によりご証明を頂戴しております。

以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。ただ今の説明について、質疑はございませんか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。第14回定例会の議事録につきまして、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては承認されました。では次に、日程第3「教育委員の活動について」であります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長
(中西)

それでは、7月分の教育委員の皆さまのご活動についてご報告いたします。

まず、坂本委員におかれましては、教科書採択報告、定例園所長会議、加茂小学校PTA主催講演会、校内サポートルーム支援員研修会、「学びの探究」研修会にご参加いただきました。

治部委員におかれましては、校内サポートルーム支援員研修会に参加いただいております。また、研究講師として、アタッチメント、愛着形成が不安定な児童への関わり方と、学校でのチーム援助の可能性をテーマに、川西小学校で講義いただいております。

佐々木委員におかれましては、教科書採択報告にご参加いただいております。また、研修講師としてスクールハラスメント、同僚へのパワーハラスメントについて、桜が丘小学校で講義いただいております。また、中学生との意見交流会では、川西中学校を佐々木委員、治部委員に、明峰中学校を坂本、佐々木委員、倉見委員に、清和台中学校を佐々木、治部委員、倉見委員に、川西小学校を坂本委員、治部委員、倉見委員に参加いただいております。

最後に、教育大綱策定に伴うタウンミーティングでは、川西南中学校区を坂本委員、治部委員、倉見委員に、多田中学校区を坂本委員、佐々木委員に、緑台中学校区を坂本委員、治部委員に、そして、東谷中学校区を坂本委員、佐々木委員に参加いただいております。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

石田教育長

はい。ただ今の報告について、ご質問ございませんか。

そしたら、各教育委員のほうからトピックがあればということで、坂本委員どうですか。

坂本委員

はい。ありがとうございます。7月は割と地域に行かせていただくことが多くて、私のほうも勉強させていただくことが多かったです。個別で動いたというか、行かせていただいたのが、7月13日に加茂小学校PTAの講演会がありまして、兵庫大学の橋本正巳先生が来られて、気になる子

どもの理解と分かりやすい関わり方ということで、大体PTAの主催ってなるとPTAの保護者の方が多くて、なんですけど、今回は地域の方も広く募集かけられたので、半分ぐらいがOBやったり地域の方かなっていう方が来られてました。何が良かったかっていうと、やっぱり子どもたちが学校に行ってるのって、学校の部分だけでなく、地域の部分と、家庭と学校と、それと地域の中で子どもっていうところの共通理解をしていくことが、すごい改めて大事だなと思ったので、今回のタウンミーティングもそうなんですけど、地域の声というか、一緒に考えていく機会がたくさんあることはやっぱりいいんじゃないかなと、改めて思いました。

以上です。また思い付いたら何か言います。

石田教育長

橋本先生ということは、特別支援に関する。

坂本委員

特別支援で。なので、学術的なお話から始まり、どう関わっていいかという分かりやすい説明をされたりとか、地域でちょっと心配なお子さんがいらっしゃるねんという子どもの、地域の方が来られたりとか、自分の子どもさんがちょっと心配だわってという方の、保護者の方が来られたりであるとか、参加されてました。

石田教育長

分かりました。すごいですね、でも。PTAで呼ばれるというのはね。人選として割と、PTAとしてはあれですね。分かりました。

治部委員、何か。

治部委員

はい。ここ1年間ぐらい、アタッチメントの話を小学校や就学前施設でする機会を時折いただいています。今回は川西小学校からご依頼いただき、学校としてチーム援助できる方針を考えたいというご依頼だったので、「チーム援助の可能性」というタイトルでお話する機会になりました。

令和元年度の虐待の疑い件数について、18歳未満の小児人口÷児相への通告件数と、市町村への通告件数を足して、18歳未満の小児人口で割ると、おおよそ54人に1人ぐらいになるとのデータを以前読んだことがあります。通報には至らない、家庭での関係性がうまくいかないケースは、多分もうちょっと人数が多くなって、そういう子たちがもしかしたらアタッチメント不全という状態の可能性が疑われると考えます。疫学的にも、通常学級との関係性が疑われ、学校におけるチーム援助の必要性を語りました。

今回のテーマ、アタッチメントがどう形成され、学校の教職員が何をす

ればいいのか、その何をすればいいかってところをかなり深掘りして話した内容でした。またどこかでチャンスがあれば学校と協力連携していきたいと思いました。

以上です。

石田教育長 具体的に、例えば、学校で取り組めることを一つ挙げていただくと、どんなことができるというお話なんですか。

治部委員 以前はアタッチメントって、母子関係だけが重要との主張もあったんですけど、最近はいろんな研究から、複数の人がアタッチメント対象者となり、一説では大体5人から6人ぐらいとの説もあり、彼らとの関わりを通して、私たちの人格が形成されるという理論が最近では支持されているんです。その中の1人に学校の先生がいたり、地域のおじちゃん、おばちゃんだったり、恋人と密接な関係が得られたり、仕事で上司と良い関係になるとまた一層人格形成にポジティブにはたらくと考えられています。アタッチメント対象者となる人を増やしていくっていうのが、アタッチメント支援の重要な側面なんです。となった時に、学校の先生たちはアタッチメント対象者になれるし、非常になりやすい立場だと考えられます。

石田教育長 結局あれですね、関わる人々とのつながりっていうかが、すごい大事なということにもなりますね。

治部委員 そうですね。

石田教育長 子どもの貧困を語られる時に、経済的な理由だけじゃなくて、そういう人的な貧困、人とのつながりが薄い子どもたちっていうのがやっぱ厳しい状況にあるという話はよく聞くのと、ちょっとつながるような感じはしました。また一回、ちょっと教育委員の中でも共有したいと思いますんで、またお願いします。それでいいですか。

治部委員 はい。

石田教育長 はい。佐々木委員。

佐々木委員 桜が丘小学校、先生方に対してのハラスメント研修ということで、声かけていただいて行ってまいりました。お1人のみ欠席で、あと全員参加し

ておられました。30名前後のところでお話しました。

アプローチいろいろあると思うんですけども、私、法律の専門なので、法的な観点からのハラスメント、どういった行為がハラスメントに当たるかの要件を示して、これはどうかな、これはどうかなっていうことでちょっと考えていただきながら、最後、学校という場所の特殊性に着目して、皆さんにはちょっと二つほどケースワークしていただいたという形でやってきました。

石田教育長

どうでしたか。職員の反応は。

佐々木委員

反応ですか。割と熱心に聞いておられましたし、ケースワークも4人ずつのグループで、比較的少人数だったので話しやすかったのか、時間がきて、こっちから切らないとずっとお話されてるっていうぐらい、盛り上がっていたのかなと思うんですけども。さっきも言いましたが、全テーブルに発表してもらわなきゃなくて、これだけは皆さんに共有しときたいというのがあるグループは発言をお願いしますって言ったら、大体の方が手挙げられる感じで、とても積極的、主体的に参加して下さったなと思いました。

以上です。

石田教育長

ハラスメントはうちも定期的に研修はしてるんですけど、こういう言い方したらあれなんですけど、二つパターンがあって、一つは、ハラスメントしている方が自分で自覚がないパターンっていうか、そういう、なかなかお気づきがないという方が繰り返されることが多いかなと思うんですけど。

それと、もう一つは、自分の感情がコントロールできないパターンというのがあると思うんですけど、そのへんどうなんですか。

佐々木委員

なので、私、使ったのが、川西教育委員会が出してるんです。川西市教育委員会ハラスメント防止指針で書かれている内容を復習しながら、どういった行為がハラスメントに当たるかの定義ですとか、3要件のところを、これ全部そろったらハラスメントです、そうじゃなかったら法的にはハラスメントじゃないですのっていうことで、ぼんやりと、これハラスメントとかっていう判断はやめましょうねっていうことをお示しして、きちんと法的に、こういう行為がそろってしまうとそれはハラスメント、すなわち不法行為になりますよっていう観点をもう一度ちょっと復習してもら

機会にしました。

何年か前に私、オンラインで参加したんですけど、教育委員会がやった分ですかね。ハラスメント研修、あれ、心理の側からのメインでのハラスメント研修をちょっと聞いたことがあったんですけども。もちろん、ハラスメントです、で終わりじゃないので、ハラスメントにならないための何らかの策と、なったとしてその後、その現場をどう回復していくか、当事者を修復していくかっていうところも大事なんですけども、これハラスメント、ハラスメントされたわ、とかっていう無駄な紛争というか、ごちゃごちゃしたところをちょっと先生方に整理してもらいたくて、あえて結構、法的な観点から切り込んだ形でお話しました。

石田教育長

ありがとうございました。そういうふうな気持ちの面もあるんですけど、やっぱり客観的に把握しとかなあかんのかなと思います。ありがとうございました。

私のほうは、コロナが一定収束というか、したいということで、行けてなかった研修行こうということで、学校ばかり行ってましたので、保育と幼稚園の研修会行ってきました。前にお話したかもしれん、7月12日に近畿ブロック保育研究集会兵庫大会ということで、保育の関係者が集まる研究大会初めて行かせていただいて、非常に面白かったです。こども家庭庁の行政説明がありました。バスの送迎とか、不適切な保育とか、そういうことについて話があったということと、こども家庭庁なんだけど、肩書見ると文部科学省と兼任されていて、これはこれでちょっと、国の体制の課題といえますか、そんなん見た気もしました。

一つ、これはここだけの話ですけどといいながら言っておられたのが、「こども誰でも通園制度」という、つまり、就労されてなくても子どもを預けれる制度、これについて受け入れ態勢ができていいのかという声がこども家庭庁に挙がってるそうなんですけど、こども家庭庁いわく、これは保育職員が今後、子どもが減ってきた時に保育職員が減っていくやろうと。その時の損失補填（ほてん）って言ったならあれですけど、その時の職業保障の意味合いもあるんやっというふうなことを言われて、ん？と思いいながら、本当にそうなるんかどうかわからんし、それで生まれてきたあれだとすると、本来趣旨とは違うなと思いいながら聞いてたんと、分科会で保育の社会化に向けてということで話されてたんですけど、面白かったのが、「保育参観」じゃなくて「保育参加」。だから、保護者が保育者として参加するという。清掃員の格好して子どもにばれないようにして、子どもの身近で見るっという。面白かったです。そのビデオ見せていただいたけど、

子どもは全然気付いてなくて、そのお母さんは、掃除するふりしながら子どもの給食を見るっていう。その時に成果として言われてたのが、僕、印象的だったのが、その参加した保護者が、子どもの成長よりも、保育者がこんだけ丁寧に声をかけてくれたりとか、いろんなことやってくれているという感想が多くて、それが保育職員のモチベーションにつながって非常に良かったという話を聞きました。これは出張会議でもちょっとお話をさせていただきましたけど、一度にようさんの人間は参加できませんけど、意外と保育所の活動を理解してもらうにはいい機会かなというふうに思ったのが一つと、これも報告ですけど、意外と父親の参加が多いと、ことが言われていました。それが非常に面白かったです。

もう一つが、行ってきたんが幼稚園のほうで、自分の母校である京都教育大学の付属幼稚園へ行かせていただきました。

全国幼児教育研究大会ということで。残念ながら、8月7日に行ったので子どもはいなくて、環境整備のとこだけだったんですけど、実は、教育長としてあんまり来られることはないのかしらんけど、えらく歓迎されて、向こうの園長と副園長と1時間半ぐらい話をしました。園長は大学の教授、僕、国文学科なんですけど、国文学科の教授で、全然保育の専門家じゃない人が園長だったんです。副園長はもうたたき上げで一緒に行った金山指導主事の恩師というか、だったらしくて、旧交を温められてましたけど。

1時間半の中で話で面白かったんは、一つは、やっぱり初めて幼児教育保育を見た時に、その教授が見た時に、このカオスは何やと思ったと。無秩序やないかと。時間が決められてない、場所が決められていない、保育所は誰がどこにおるか分からないと。こんな中で遊んでて何の学びになってんのかなっていうところから始まって、今、すごくそれが子どもたちの直接の学びにつながってることが実感できて、私はやっぱ、大学も含めて学校教育の視点で幼児教育保育を見てたんやなということで、改めて幼児教育保育の学びの在り方みたいなんを気付きましたと。意見が全く一致したのは、学校教育への発信は下手ですよっていうところは共有しました。つまり、学校教育と幼児教育保育で言語が違うから、なかなか幼児教育保育がアピールしたいことが、学校教育には理解してもらえないと。目の前が付属小学校だったんですけど、やっぱり連携には大きい壁があるって言ってました。だから、地理的なことだけじゃなくて、やっぱり共有のものを考えていかなあかんということも言われてました。

幼児教育も保育も生かしてもらってあれなっただんは、共通で考えてた、学校もそうなんですけど、気付けんと、やっぱり閉ざされた空間の中で教

育保育をしてしまうようなところがあるので、開かれた知見を基にして、お互い学び合う形が大事かなと思いました。その意味で、7月末に行われた「学びの探究」はいい機会で、幼児教育保育と学校が意見交換するにはいい機会かなというふうに思った次第です。すいません、長くなりましたけども、以上のような感じです。何かいいですか。何か質問あればあれですけど、いいですか。それでは教育委員の活動については以上といたします。

日程第4、議案第26号「川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

事務局から説明をお願いします。

入園所相談課
長（橋川）

それでは、議案第26号「川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の3ページをご覧ください。本案は、川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。今回の提案理由ですが、川西市立東谷幼稚園区の取り扱いを見直すにあたり、規則を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

東谷幼稚園につきましては、令和5年3月策定の「川西市子ども・若者未来計画」において、令和5年度に入園する4歳児クラスの児童数が5人未満となる見込みであることから、令和5年度の園児募集は行わず、閉園などを検討します。その際、在園児や令和6年度入園希望の方については、転園先の確保などについて支援を実施しますと掲げているところでございます。これを受けまして、東谷幼稚園においては、令和5年度に園児募集を行わない予定であることから、東谷幼稚園区に居住する児童が他の市立幼稚園の入園を希望すれば、当該園の園区の児童と見なし、園区内の児童と同じ扱いで入園していただけるよう、見なし園区として設定するものでございます。

改正する規則内容につきましては、議案書5ページの新旧対照表でご説明させていただきます。5ページのほうをご覧ください。

第16条第2項におきまして、現在、清和台幼稚園区の区域を見なし園区として規定しておりますけれども、そこに東谷幼稚園区の区域であります東畦野（長尾を除く）、西畦野、山原、山下、笹部、一庫、国崎、黒川、横路、美山台1丁目から3丁目まで、丸山台1丁目から3丁目まで、見野1丁目から3丁目まで、東畦野1丁目から6丁目まで、東畦野山手1丁目

および2丁目、西畦野1丁目および2丁目、山原1丁目および2丁目、緑が丘1丁目および2丁目、山下町、笹部1丁目から3丁目まで、下財町ならびに一庫1丁目から3丁目までを加え、他の市立幼稚園のいずれかの園区と見なすことができるものとして規定させていただくものでございます。

なお、この規則は令和6年4月1日から施行することとしているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

石田教育長

はい。説明は終わりました。質疑、ご意見等はございませんか。

先ほど担当のほうから説明がありましたように、東谷幼稚園において、令和5年度園児募集は行わない予定であることから、東谷幼稚園区に居住する児童が他の市立幼稚園の入園を希望する場合に、見なし園区として同じ扱いをするということ。協議会でもお話させていただきました。そういう形で規則改正を行うということですが、よろしいですか。

それでは、この議案について、ご異議なしということよろしいですか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

はい。ご異議なしと認めます。よって、議案第26号につきましては可決されました。

次、日程第5、議案第27号「川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

事務局から説明をお願いします。

入園所相談課長（橋川）

それでは、議案第27号「川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の6ページをご覧ください。本案は、川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由ですが、川西市立加茂こども園および川西市立川西こども園の定員ならびに川西市立東谷幼稚園区の取り扱いを見直すにあたり、規則を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

まず、定員の見直しにつきましては、「川西市子ども・若者未来計画」におきまして、定員の確保方策の一つに、市立認定こども園における1号

認定定員から2号認定定員への切り替えを掲げております。これを受けまして、令和6年4月より、加茂こども園と川西こども園の2園において、3歳児、4歳児、5歳児の各年齢で5名ずつ、1号認定定員から2号認定定員にシフトをさせていただくものでございます。

次に、園区の見直しにつきましては、議案第26号と同じ理由により、東谷幼稚園区に居住する児童が他の市立認定こども園の1号認定での入園を希望すれば、当該園の園区の児童と見なし、園区内の児童と同じ扱いで入園していただけるよう、見なし園区として設定するものでございます。

改正する規則内容につきまして、議案書9ページの新旧対照表でご説明いたします。9ページをご覧ください。まず、第3条におきまして、認定こども園の定員を定めておりますが、加茂こども園におきましては、1号認定定員を、3歳児45人、4歳児55人、5歳児55人として、各年齢で現行の定員から5人ずつ減らし、2号認定定員を3歳児、4歳児、5歳児、それぞれ16人として、各年齢で5人ずつ増やすこととしております。

次に、川西こども園でも同様に、1号認定定員を3歳児15人、4歳児20人、5歳児20人として、各年齢で5人ずつ減らし、2号認定定員を3歳児、4歳児、5歳児、それぞれ16人として、各年齢で5人ずつ増やすこととしております。

次に、第12条第2項におきまして、現在、清和台幼稚園区の区域を見ない園区として規定しておりますけれども、そこに東谷幼稚園区の区域を加え、他の市立認定こども園のいずれかの園区と見なすことができるものとして規定させていただくものでございます。

なお、この規則におきまして、令和6年4月1日から施行することとして考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長

はい。説明は終わりました。これについても協議会で事前にご質問いただいているところですが、何か質問ありますか。

私から、1号認定から2号認定定員を増やすことによって、環境面とか人員とかについては、十分準備はされているというふうに理解していいですか。

入園所相談課長（橋川）

こちらにつきましても、事前に教育保育職員課でありますとか、各こども園の園長にもご意見をお伺いする中で、現状の定員を超えた受け入れ児童数に極力近い形での定員変更になっておりますので、極力環境をあまり

大きく変えることなく対応できるものとして考えているものでございます。
以上でございます。

石田教育長 現状の子どもさんの待機児童とかそういうところを鑑みた時に、適切であらうと思いますけど、現場に負担がくるようにないように、それは、しいては子どもや保護者にも負担をかけることになりますので、担当課はよく調整していただくようお願いいたします。

それと、東谷幼稚園区の、現在4歳児が3人来られるんですけど、その保護者との調整、最終決定ではないと思うんですけど、懇談や協議は進められていますか。

入園所相談課長（橋川） 現在、4歳児で入園されております3人の方につきましても、事前に、次年度他園にご転園いただくにあたりまして、転園先の希望などをあらかじめ確認させてもらっておりまして、調整のほうを進めさせてもらっておりまして、ある程度お話は済んでいるところでございます。

石田教育長 先ほども言いましたけど、ご負担をかけることでもありますので、市としてできる限りの支援、よろしくお願ひしたいということです。

そしたら、この議案についてご異議なしということによろしいですか。

（「異議なし」の声）

石田教育長 はい。ご異議なしと認めます。よって、議案第27号につきましては可決されました。

次に、日程第6、議案第28号「令和5年度一般会計補正予算について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育総務課長（樋口） それでは、議案第28号「令和5年度川西市一般会計補正予算について」ご説明申し上げます。

議案書11ページをお開きください。本案は、令和5年度川西市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1項の規定により、議決をいただくとするものでございます。

補正予算額の内容につきましては、議案書12ページをお開きください。まず、歳入でございます。第16款 国庫支出金、第2項国庫補助金、

第3目 教育費国庫補助金、第9節 施設費補助金におきまして、小中学校および特別支援学校のオートロックシステムに要する費用の財源として、学校施設環境改善交付金で1,980万7,000円を追加しようとするものでございます。

次に、第17款 県支出金、第2項 県補助金、第2目 民生費県補助金において、物価高騰等の影響を受けている民間保育所、認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設、民間留守家庭児童育成クラブに対して、光熱費等の価格上昇分の一部を支援するため、県の補助金を活用し、第3節 児童福祉費補助金に1,229万4,000円を追加しようとするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

第3款 民生費、第3項 児童福祉費、第3目 保育所費、05認可外保育施設等支援事業において、県の補助金を活用し、物価高騰等の影響を受けている認可外保育施設に対して光熱費等の価格上昇分の一部を支援するため、第18節 負担金補助および交付金で217万8,000円を、07市立認定こども園運営事業において、学校での子どもたちの安全確保に向けて、全校にオートロックシステムの導入を進めておりますが、川西小学校と川西こども園は同じ門を使用していることから、小学校の整備に伴い、こども園も改修する必要があるため、その費用として、第14節 工事請負費で141万9,000円を、また、16幼児教育保育施設運営支援事業において、民間保育所、こども園、小規模保育事業所に対して光熱費等の価格上昇分の一部を支援するため、第18節 負担金補助および交付金で916万2,000円を追加しようとするものでございます。

次に、第3款 民生費、第3項 児童福祉費、第5目 留守家庭児童育成クラブ費、02留守家庭児童育成クラブ事業において、県の補助金を活用し、物価高騰等の影響を受けている民間留守家庭児童育成クラブに対して光熱費等の価格上昇分の一部を支援するため、第18節 負担金補助および交付金で95万4,000円を追加しようとするものでございます。

次に、第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校運営費、02小学校運営事業において、全校にオートロックシステムの導入を進めておりますが、一部の小学校では学校敷地の関係上、児童等が登下校時に複数の門を利用していることから、円滑に学校運営を進めるためには新たな改修が必要であるため、その費用として、第14節 工事請負費で1,929万4,000円を追加しようとするものでございます。

第10款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校運営費、02中学校運営事業においても、小学校と同様にオートロックシステム導入費用と

して、第14節 工事請負費で1,414万4,000円を追加しようとするものでございます。

第10款 教育費、第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園運営費、02市立幼稚園運営事業においても、全校にオートロックシステムの導入を進めておりますが、多田小学校と多田幼稚園は同じ門を使用していることから、小学校の整備に伴い幼稚園も改修する必要があるため、その費用として、第14節 工事請負費として355万3,000円を追加しようとするものでございます。

最後に、第10款 教育費、第5項 特別支援学校費、第2目 特別支援学校運営事業においても、小中学校と同様に校門のオートロックシステム導入費用として、第14節 工事請負費で509万3,000円を追加しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長

はい。説明は終わりました。何か質疑、ご意見ありますか。

これは、複数の門があった時に、オートロックして、複数の門があるからそこも工事するっていうのは、具体的にどんな工事をするっていうことなんですか。

教育政策課長
(的場)

具体的には、まず、ロック自体は、例えば歩行者が通る門にも電気錠を付けて、車が通るような門にも電気錠を付けます。そこにインターホンを両方に設置して、そのインターホンを、呼び出しホン鳴らしたら分かるような形で、今度は液晶で見れるような部分を職員室等の一つとして、指定されたところに付ける、そんな工事になる予定です。

石田教育長

その場合は、ほかの門はもう閉めとくということやね。

教育政策課長
(的場)

そうです。それ以外の門はもう、電気錠以外の、いわゆる手動での形で閉めていくという感じです。

石田教育長

登下校の時に使って、それ以外はそういう形にしとくということやね。

教育政策課長
(的場)

はい、そうです。

石田教育長 分かりました。というのは、オートロック、これで全て入る形になるんですかね。

教育政策課長
(的場) そうですね。今回ので全ての学校、小中、特別支援学校、全て設置する予定になります。

石田教育長 まだ教育保育課等と検討してほしいねんけど、オートロックするのはいいんだけど、授業中はロックされてるんだけど、意外と放課後ががらんと空いてたりとかするので、そのオートロック、どういう時に施錠してどういう時に使うのか、特に小学校なんかはちょっと統一しとかないと、最近いろんなことが起こっているのは、放課後に侵入してきたりという場合がありますので、そこらへんをまたよろしくお願ひしたいというふうに思います。

ほか、ありますか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 はい。そしたら、第28号議案につきまして、ご異議なしということで可決されました。

日程第7、諸報告「幼保連携型認定こども園移行事業者募集要項について」であります。

事務局から説明をお願いします。

こども政策課長
(柳本) 私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行支援について、現在公募を行っておりますので、その募集要項について説明します。

募集要項1ページの1「募集概要」をご覧ください。募集する施設は、幼保連携型認定こども園で、定員については、特に2号認定についてニーズが増加していることから、可能な範囲で2号認定が多くなる定員設定とすることや、3号認定については、1「2歳の定員は少なくとも合計14人以上とすること」などとしております。募集は最大2法人で、区域は市内全域、開園時期は令和7年4月1日としております。

また、連携施設に関しては、地域型保育事業所を卒園した3歳児の受け入れ枠を設け、地域型保育事業所の連携施設となることが望ましいとしております。以上が募集の概要となります。以下、事業者の応募資格と、次のページから用地に関する条件、幼保連携型認定こども園の設置および運営等に関することは記載のとおりです。

次に、5ページの5「施設整備および運営経費に係る補助について」ですが、まず、施設整備に対する補助金は、国の就学前教育保育施設整備交付金に基づいて交付しますが、定員や総事業費によって補助金額は異なります。目安となる補助基準額は、5ページ下の表に記載のとおりです。また、運営経費に係る補助については、別添の資料「令和5年度幼保連携型認定こども園運営補助金一覧」に記載のとおりです。

次に、7ページの7「選定の方法」ですが、選定は市が設置する審査委員会にて行いまして、その審査項目は8ページに記載のとおりです。審査項目の中では、施設整備に関する項目で、国基準外の待機児童解消などに向けた取り組みを高い配点としております。また、施設運営に関する項目では、保育目標や保育内容、特別な支援が必要な子どもの受け入れについて、高い配点としております。

最後に、公募のスケジュールですが、この募集要項を市内の私立幼稚園に情報提供しており、エントリーシートの提出の後、10月に応募書類の提出、11月中に選定と事業者の決定を行いたいと考えております。

なお、本日までがエントリーシートの提出時期となっておりますが、現時点で提出はありません。この事業が不調に終わった場合は、次の方策としまして、民間保育所こども園の新設の公募を行う予定としております。報告は以上です。

石田教育長

はい。ありがとうございました。ただ今の報告について質問ございませんか。一応、本日締め切りで、今んとこないということなんで、非常に厳しい状況なので次の段階に移るという説明がありました。よろしいですか。

治部委員

この、エントリーが少ない理由って、どんな理由が想定されますか。

こども未来部
副部長(岡本)

これまでも私立幼稚園からお話を聞いたことであるとか、また、一般的なこととなりますけれども、私立幼稚園が幼保連携型認定こども園化するにあたって、大きな課題として、まず、保育時間が長くなるということがございます。それは、早朝から夜遅くまでの保育であったり、土曜日の保育というところで、非常に幼稚園と比べて保育時間が長くなるということです。また、保育士の確保についても、非常に懸念されているふうなところがございます。また、設備面では、施設の面でいいですと、給食室の改修と整備っていうのが必要になってくる場合というのがございます。

そういったもろもろの課題というところ、こども園化するにあたっての

負担、それと、園の将来的な運営のことを総合的に判断されて、移行されるかどうかという判断を各園のほうではされているものと考えております。

以上です。

石田教育長 今言っていたとおおり、今のままでは幼稚園としてやっていくのは厳しい状況ではあるんだけど、新たな投資、人的な投資とか施設の投資をしていって、それに見合うだけの子どもたちの確保、園児数の確保が将来的にできるのかというところで、やはり子どもの数が、人数が減っていく中で、その投資を回収するまでにも至らないということで、厳しい状況であるということです。

治部委員 もう少し追加ですが、例えば、新規で保育所の募集をしたら、今お伝えいただいたこの要件、いくつかハードルになってる要件は満たしたような新規事業者が見つかる可能性はあるんですか。

こども未来部副部長(岡本) まだちょっと、このエントリーを受け付け中ってところなので、次の段階ってところがどういう形で、果たして応募があるのかどうかっていうところは未知数なところはありますけれども、われわれとしても、できるだけそのような意向があれば、法人のほうに前向きに提案いただけるように考えていきたいというふうには思っています。

以上です。

石田教育長 同じような条件で、やはり厳しいであろうということが想定されるんですけど、ただ、エントリーがより幅広くすることが、次の手を打つ時の考え方かなということで、次になったから急にばんと来るわけではないとは思いますが、ただ、今言ってる現行の幼稚園からこども園になるのに比べたら、新規また、これがなかったら次新規ですという、次の段階にはなってるかなと思いますけども。

治部委員 分かりました。ありがとうございます。

石田教育長 はい。ほか、ありますか。よろしいですか。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。次回の定例教育委員会は9月21日木曜日、午後2時から庁議室において開会の予定です。

これを持ちまして、令和5年第15回川西市教育委員会定例会を閉会い

たします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

[閉会 午後2時44分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和5年9月21日

署名委員 坂本 かおり ⑩

治部 陽介 ⑩